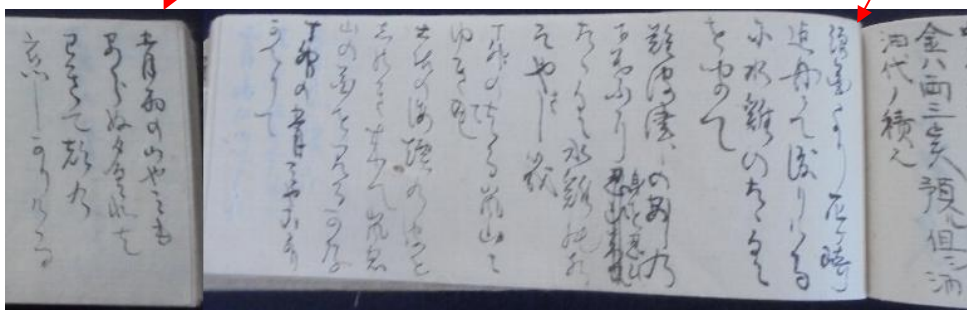
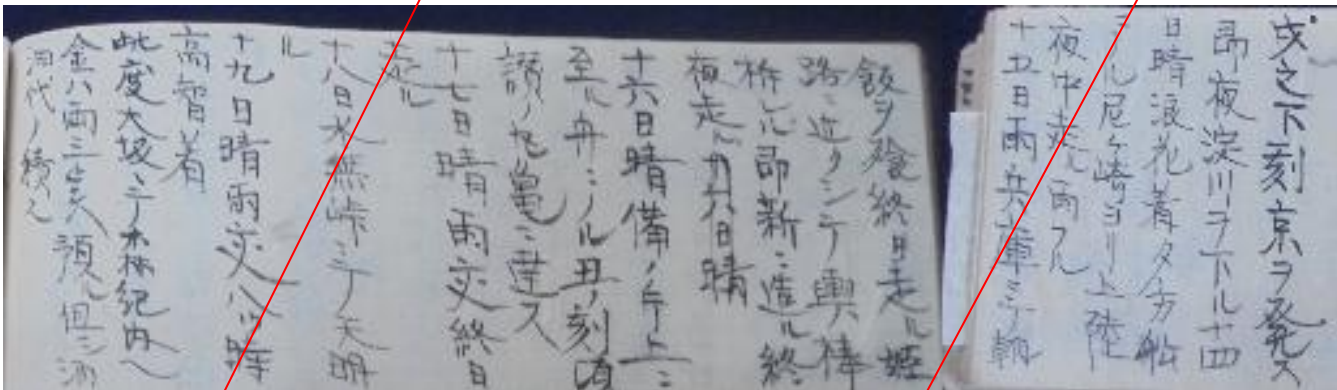


安岡権馬正徳京都早追と山内公記

権馬正徳傳 参は早追で権馬が高知戻ったことを記載した次の京行雑記の紹介で終わりました。権馬は京都からの帰国、早追命令に理不尽な思いがあったでしょう。次は前号の再掲です。

何か前述の早追の日々の記録は後から一気に楷書体で書いています。楷書に力を込めた字に何か怒りが込められているように思います。その後には草書体で思いを込めた次の歌の記載があります。

浪花より尼ヶ崎
 追舟にて渡り个(け)ける
 尔(しかり)水鶏のたゝ具
 を聞て
 難波津のあし乃
 下葉耳(に)身を忍ひ
 たゝ具水鶏能(の)聲
 そやさし幾(き)
 丁卯の者(は)る嵐山二
 ゆきて
 土佐の海煙水波を
 志能(の)き来てて嵐忍
 山の國を見る可な
 丁卯の宵(ミ)や古(都)ふり
 可へりて
 五月雨の小や(ミ)も
 あらぬ夕暮れを
 王(わ)己(己)きて都乃
 恋し可り个(け)る
 この歌を私は次のように読みました。
 浪華より尼ヶ崎追舟で行き
 難波の葦に隠すこともない身を置き進む。
 そこで聞こえる水鳥の鳴き声は、優しく。
 丁卯の春の嵐山に満開の桜をみたが、
 土佐の海飛沫のように 国にかかる多難を思うと
 丁卯の宵に雨降る中を追い出され
 その雨は降り続いてる夕暮に
 京で果たせなかったことを口惜しく思う



*左写真は上の写真最後尾の続く

の項題で色々な資料からの転記が記載されています。夫々の転記の始めに「道成日記」「中岡慎太郎手記」と名前、資料名のが書かれています。その資料名に「天鷲海立豪骨」との資料名で右記の権馬に日記の同様の記載があります。

何故権馬の日記が公記に掲載されているのか疑問に思い書き出しの「天鷲海立豪骨」を(前)山内宝物館に問い合わせました。その回答は明治二十六年に坂崎紫蘭が新聞に掲載した小説からの抜粋と考えるとのことでした。二つを比べると 権馬の日記を坂崎紫蘭を見て紫蘭が脚色していると思われる箇所があります。

京行雑記

丁卯の宵ミヤ古(都)ふり

可へりて

五月雨の小やミも

あらぬ夕暮れを

王(わ)己(き)きて都乃

恋し可り(け)る

紫蘭の文章

高知城下に著した折しも此頃のふりつづく梅雨の鬱陶しきにきみには祇園豆腐味や思い出でられけん

五月雨の小止みもあらぬ夕暮れに

わきて都のこひしかりけり

紫蘭の文章は都の生活を懐かしみ、悔しさが消えている。それを強調するかのように豆腐を食べた思い出の記載がある。京行雑記 正月の廿五日「東山名處見物兼た祇園豆腐を喰大受」を取り入れたと思われる。平尾道雄著「土佐百年史話」でも「天鷲海立豪骨」全体を紫蘭の小笠原伝と見えます。

小笠原唯八の人物伝の新聞記事の一場面で権馬正徳の日記から転記編集、つまり日記を見て改編したと思う。だが、何時、どのようにして日記を見たのだから。この謎の探求は置いてもう少し権馬正徳のことを探索します。

権馬と戊辰戦争

・何故権馬は戊辰戦争に参加しなかったのか。

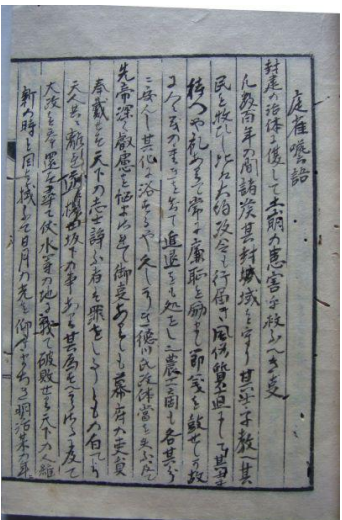
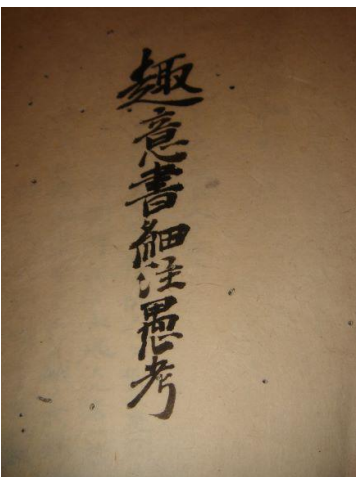
京都での日記でも病弱であったとの記録があるがそれだけか。

権馬正徳は明治三年、四年の太政官布告で苗字と実名に関する規定。明治五年太政官布告「従来通称名乗両様相用來候輩自今一名タルヘキ事」により、で諱を選択して安岡正徳と名乗りました。それに従い以降正徳と記します。多くが名を採用しているが、諱を名乗っている。大石は、名でも諱でもない圓と名乗っています。

正徳が明治に著した文書に次のが残されています。

- ・趣意書細注愚考
- ・庭雀戯語

一方は明治七年、もう一方は時期の記載はないが、廃藩置県に触れているので明治二年ころではないか。趣意書細注愚考(左写真上 表紙)は楷書体、庭雀戯語(左写真下 先頭頁)、何れも反明治政府貫かれている。もしかすると戊申戦争の後に出来る政府に懸念を抱いていたのではないか。新明治政府の方向が自分の考えと不一致で、意図的に戊辰戦争に参戦しなかつたと考えられないか。



趣意書細注愚考の先頭頁紹介

趣意書細註

己レヲ正シ以テ人ヲ正ス

一衣服居処常用一園ニ洋俗ニ似タル禁ス是国ノ大害ハ全ク此ニ在ヲ以テニ氏洋制洋俗ヲ主張スル者ハ皆

天位ヲ廢シ共和政治トナサントスルノ賊ノ姦謀ヨリ出ルコトナ

レハ其深意ヲ解セスシテ妾ニ唱フルト雖トモ賊ノ黨類ヲ免

レハ且今日誅スル所ハ国賊ノミ己国賊ニ似タル所ア(注 横に書き直し)リテ彼ヲ

誅ハ是権ヲ妬ミ官ノ奪ハント欲スルニ出ル所なるか如シ故ニ先

之ヲ已に禁シテ而メ後二人ノ之ヲ行コトヲ禁遏ス是ヲ義

ト言フ也

一容貌言語ハ洋俗ニ救フヲ禁スヘシ

一正朔ハ全ク舊曆ヲ用ユヘシ新曆ハ本ヨリ日本ノ国脈ヲ断

ノ賊ノx計ニ出ル以テ也

一今日ノ官途ハ大罪ノ窵(おとしあな)タルヲ辨へ知テ一ニ望ミヲ断ヘシ

一假令ニ戯レタリトモ商賣ニ似タルフヲ行フ可ラス商賣ノ事ヲ行ヒタル者ハ軍国共ニ吏ニ用

ユ可ラス豊臣ノ滅(ハ石田等ノ賣撃(かん)ノ手ニ禍ヒセシニ監xルヘシ

一今日郡縣ノ禄アリト謂トモ勢ヒハ檜封建ナリ故ニ斯(こ)ノ如ク自然ニ藩別ヨリ相和同シテ

回復ヲ図ルxナリ然レハ先各藩主君ヲ奉シテ天位ヲ警衛

シ奉リテ自分ノ働キヲ以テ國難ヲ口実トシ功利ヲ貧ル者ヲ抑制ス

松山への連行

正徳の死を早やめた松山への連行について考えてみます。

流離譚の記載を次に転記します。

円や権馬は、赤岡の管察署にとらえられると数日間、高知で拘留された後、いかなる理由によつてか愛媛県松山獄へ移され、権馬はそこで病死する。左に、その間の事情をつたえる円の獄中記を全文引用する。

明治十一年、戊寅といふとしの正月十二日に、警部巡查などいふ人ども、八、九人來りて、高知県県令の命ふくみて來れり。とみ(富永有隣)の御用なるによりてゆくべし、と云ふ。己れ去年

より疾てはあれど、とみのことなればゆくべしとて、衣かへ着て立ち出ぬ。《後略》

流離譚では「いかなる理由よってか」と松山への連行理由は不明、当の本人の大石も富永有隣の関連と推測している。現在、理由(令状)なしの捜査、連行(現行逮捕以外)は現行憲法で禁止されている。現行憲法で制定された項目で明治での理由不明の連行は当たり前だったのでしよう。

愛媛縣士族飯淵貞幹の自白調書に大石、安岡権馬の名が出てきます。

「自分儀維新以来皇國ノ政体ヲ熟孝充ニ其制度漸々欧米各國ノ風ヲ模倣シ・・・」で始まり、今の政府は皇國を忘れ西洋を模倣している。益々疑惑を持っていて、明治五年頃より、正しい方向に戻すべきと考えた。明七年六月に都下の状況探索で出掛け、富永有隣より同志と聞いていた大石圓に会い意見交換して意気投合し、大石の紹介で島津久光と面談をした。大石圓外高知縣に久万啓吉安岡権馬等も全(同)志で事を談じ・・・明治八年九月頃高知縣同志ノ者より弾薬豫備ノ義申越其主旨不明・・・右之通相違不申上候以上

明治十年六月廿二日 飯淵貞幹 拇印

調書を見ると飯淵の考えは趣意書細注愚考、庭雀戯語に書かれたのと同じです。この自白を読むと「大石圓外高知縣久万啓吉 安岡権馬」と名が挙がり「明治八年九月頃高知縣全志ノ者より弾薬豫備ノ義申越其主旨不明の□ハ後得氏豫謀議ノ筋モ有之萬一止ムヲ得サル場合ニ至テハ兵力ニ籍リ」あります。この自白を事実とすれば、弾薬を用意し武装蜂起を計画していたように見える。自白後六ヶ月後の正月に連行されています。富永有隣は明治十年に逮捕され、西南戦争が終り、反明治政府への弾圧が厳しくなり高知でも立志社の林有造、片岡健吉も逮捕されています。その一連の弾圧の一環のように思われますが、裁判もなく九ヶ月後に放免されます。松山の点数稼ぎか、立志社で高知は手が回らなったのか、自白重視の時ですので証拠不十分はないと思う。いずれにしても正徳は自他とも認める反明治政府なのです。

明治初期の権馬正徳関連の文書

正徳の反明治政府の考えを示すものに前述の・趣意書細注愚考・庭雀戯語があります。そのほかに年月日、記載者も不明であるが、権馬正徳の行動に関連した文書(資料)を紹介します。

・安岡會(下写真)

メンバーを見ると所謂古勤党の集まりで党費を集めているように読めます。安岡會の意味は安岡権馬がリーダーを示しているのか、場所提供の名か。

安岡會 四月五日

壺圓半 請取 西山理之助

壺圓半 受取 山本半吉郎

壺圓半 受取 安岡権馬

大石彌太郎

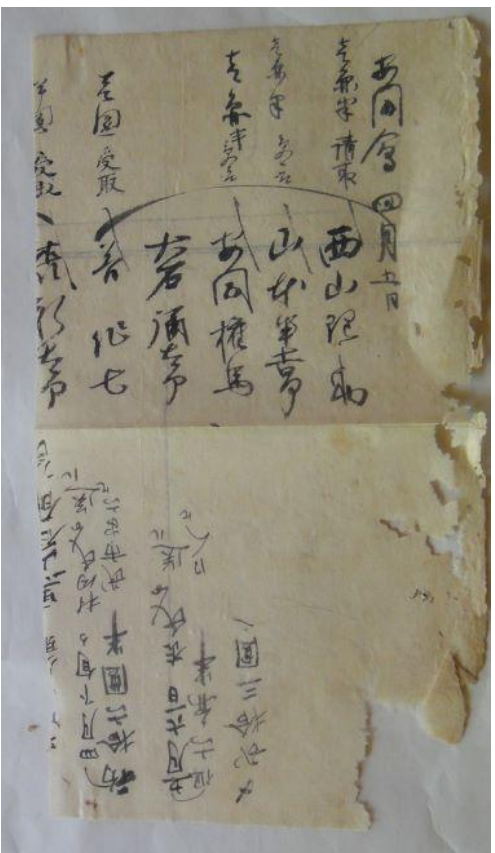
(折たたみ裏側)

四月下旬方 竹内氏方送ル

初拾六圓半 武内半六宛

五月廿一日 森氏方送ル

但六圓半 同人宛



壹圓 受取 谷作七
半圓 受取 森新太郎

弔式拾三圓也

メンバーの名で安岡権馬、大石彌太郎と革(改)名の名での明治三、四年以前と思われる。後半が欠けているので確定はできないが、右記の上が個人献金で下がその資金送付先とすると、献金が少ないので資料の欠けた個所に他の献金者がいたと推測される。

・資金調達の文書

前項の献金とは別に資金を調達の一つを紹介します。「地所永代賣渡證書」(先頭頁に村用係名で赤字で売却卯土地の広さ確認記載が明治八年乙亥八月十九日と記載)で、正徳が明治八年土地を売却した證書です。その二頁(左写真)に買主が正風となつていきます。資金調達の裏工作、現在のマネーロンドリングか。正風は正徳の考えに共感していたので、このような資金調達、前述の会合などから飯淵の自白の弾薬購入、武装蜂起が事実に見えて

来ます。

資金の送達に関する次の文書(手紙)があります。

「前文奉謝候然者喜之丞引合之事

料足返信平ト熟談之由若私濟■則チ

溝口始末被召置何方相御付候間早速地所

御更取之上稲之手入為處度ト代言料之銭者

萬紙之通ニ而御座候間少々金もふえ仕□大石

養救□金子借用□何方為相附間

早速大石へ此分御売却□度右委細之

義ハ近々中御咄可申述候先ハ多忙中

右計如何御届□拜

高知方

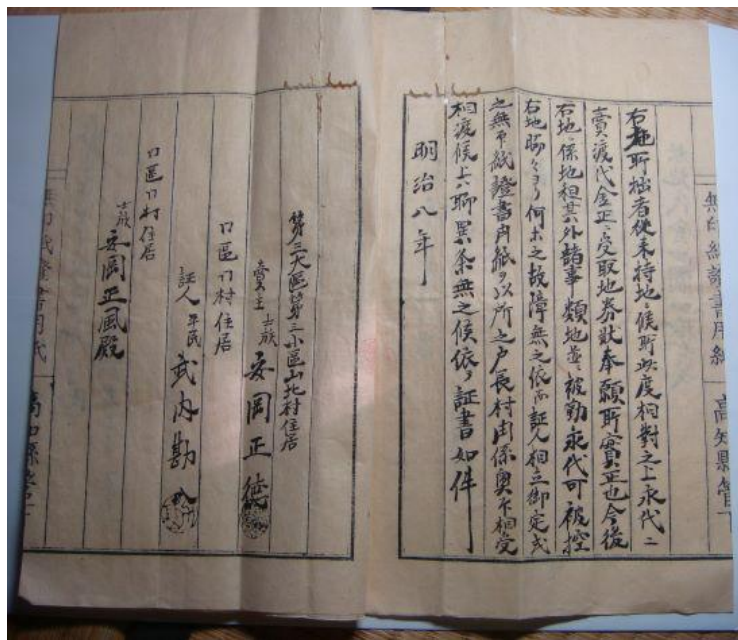
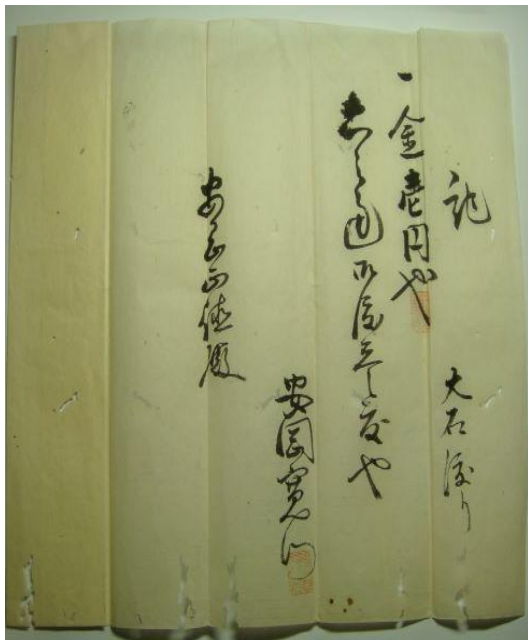
安岡實門

七月廿七日夜

「安岡正徳様」

送金の御礼、同志の状況、代言料に使った(逮捕され弁護士料カ)こと、大石へ金手配こと等が書かれています。発信人は「高知方安岡實門」の年は不明で、心資金調達が八月で手紙は七月とずれがあり直接の関連はないかも知れません。これと別に「大石渡」文書(上左写真)がこちらも安岡寛門名であります。大石が直接出せない事情があったのでしょうか。

平尾道雄著「土佐百年史話」立志社の林有造が明治十年三月一日に幹部会で拳兵を説明し、古勤王党と立志社が接近しているとあります。立志社



はその前の明治八年五月に資金調達のため計画した白髪山が払い下げられています。白髪山による資金調達は不成功に終わりましたが、安岡正徳と正風の間の土地売却の明治八年と符合しています。立志社の獄に絡んで古勤王党の同志が捕まったのだらうか。疑獄から逃れるため大石は直接手紙を出せなかったのか。

維新後の大石と安岡の関連

権馬の道中日記、京行雑記に大石の名は出てきません。維新後は正徳と大石の関係が深いです。維新後に大石が関わった安岡の家との関連を述べます。

大石と嘉助、覺之助、そしてお西(文助)との関わりから述べます。

大石は戊辰戦争に参加しますが、戦い後の行動は他の戊辰戦争の幹部と異なります。多くは中央に残り官僚になった人が多いですが、大石は中央からの誘いを断り帰郷しました。大石は大石は勤皇党盟約書を武市半平太(瑞山)と起草しましたが、田中光顕の呼び掛けの瑞山會にも加入しませんでした。田中と大石は接触があったようで、嘉助が天誅組出陣の際に大石に渡した色紙(上写真)が、田中光顕に縁の深い青山文庫に保管されています。

嘉助の墓には文化四甲子二月十三日 於西京忠死時年二十又九、と歌が万葉かなで彫られています。死亡の日付は寺石正路著「山北の両烈士」の記載と三日ずれ、墓に彫られた次の歌

二た、悲盤■へ起世奈らぬ我身をも

春川留八君乃御為奈り■里

「山北の両烈士」に記載の解説

再びと來べき世ならぬ我身をも

捨つるは君の御爲なりけり

す。大石が嘉助の死亡時期及び歌、覺之助の戦死の状況を文助(文輔)に伝えることが推測されます。皆山集の維新功労者調の安岡嘉助の項に文助でなく「文輔の二男」と記述されています。文輔から文輔の改名は明治三年頃です。皆山集の著者松野尾章行と文助の接点がなく、取材したことは考えられない。松野尾章行と大石は接点がありそうです。それは皆山集の勤皇党盟約書を武市半平太と起草時の状況、特に岡田以蔵に起草の場面を覗かれて仕方なく岡田の署名を許したなどは当事者しか分からないことが書かれています。これは大石を松野尾章行が取材し記述したと思います。同じように大石と文輔と会った後に大石と松野尾章行会い、改名を知ったのだらう。

大石が文輔(助)と会ったのは嘉助の娘馬子の明治三年に死去したのを契機にお西関連の文輔の妻、覺之助、嘉助、馬子の墓を四坊山に建てていますので、明治三年より以前です。大石が文輔に会いに来

て、その時に隣家のお上の権馬と話し息投合したのだろう。大石圓翁略傳によると明治二年十一月から東京にいて翌年四月九日の帰国となっています。その頃の権馬が庭雀戯語に同志大石へ呼び掛けるような次の記述があります。

御政体を議春(す)実ニ重刑の免れ佐るを知れり

幸尔元頑(かたくな)民国を愛春るの鄙情御洞察あらせら

れ御海容ヲ萬分尔も采對力義ニ取らせ

ら禮(れ)ん事□あふ連(れ)ね可(が)ふと土佐の國大石圓

誓願再月日

なると為ニ□るある處の□増すを左の如ク書入御

覽候北州□を用ゆると然らざるとハ一座人を

春る事厚きと薄きと尔よる事なれと全体ハ後略↓

権馬は既に大石の考えと共鳴していますので、大石が文輔に会いに来たのは明治二年以前です。

大石が帰国後、大石圓翁略傳では明治三年九月に大石の書を長州の前原一誠へ池知と安岡(正徳カ)が送り届けています。両者は前述の安岡會などの開催、資金調達など古勤皇党の幹部として行動して行ったのでしよう。

本「山北の兩烈士」に「郷國の同志に別を告げた」とだけあり、大石圓翁略傳でも天忠組の別れの場面は詳しく書かれていません。兩冊子とも寺石正路著で同じ大正十年代に書かれています。大石は大正五年に亡くなっていますので著者は直接は聞いていないでしょう。何に基づいて書いたのか。私の祖父秀彦の大正十三年六月十八日の日記に

公文俊馬ヨリ故安岡やなノ所有シテ居ツタ故安岡覺之助様遺物等小包ニテ送り来ル是ハ企図セル傳記編纂及ビ記念碑建設ノ參考資料ニスル為ナリ

とあります。安岡やな(弥奈)は公文から道之助の嫁となった人です。文助が手元に置いていた文書を守った人です。日記には覺之助様遺物とありますが、大石との会談の書付、墓に彫られた和歌の書付もあり宛名がなかったので「郷國の同志」とあいまいな書き方になったと推測します。

大石圓翁略傳によると大石は「明治二十年の前後一度伊勢神宮の仕人となりしも間もなく辭して歸り全く閑散の身となりて悠然吟咏に日を消して靜かに餘生を送られた。」とあります。その靜かな余生の頃、安岡の家を訪ねてきました。

祖父秀彦の明治四十五年の日記に

七月十二日 金曜 曇

中ノ村□へ行き大石弥太郎老人の懐旧話ヲ聞ク。

・

九月十日 火曜 曇 豫定 無し

中食後前乃池で鰻をつりよつたら大石圓老人が来られ刀劍ヲ手入をしてやろうとの事であつた
お頼み申す御話しが長がいで遂ニ(に)二刀しか手入が出来上らず・・・

九月十一日 水曜 晴 豫定 無し

大石老人本日も朝から刀劍乃手入・・・

少し昔乃面白き話をして聞かして下ださる

午後四時頃谷迄帰らると乃事ニて見送りたり

*嘉助、覺之助の話をしたのだろうか。

正徳の死

前述の通り、正徳は松山の牢に投獄され九ヶ月後に釈放されますが、牢で病状が悪化し死去します。正徳の墓標(下写真)の正面に安岡正徳の名、他面に正徳の生き様を漢文で刻んでいます。

正徳は自分の考え、是非を別として、変えることなく貫いた人でした。そのことを知る友が墓に刻んだ碑文の翻刻を次に紹介します。

安岡氏は土佐の者也、其の居香美郡山北邑は最も旧族を称すれども、其の世系を詳らかにせず、由る所軌近^ニ、善士三人を生^ニす、一を覺之助と曰う、明治元年王師の征東に従ひ、大いに力を行間に効^ニし、遂に會津城下に死す、其の弟を嘉助と曰う、覇政の専横を憤り、義を大和に擧げて之に死す。兩人は其の事史に較著^{ナリ}、題著^{ノ意}たり、氏の傳られること之多い、而して世で君に称すること不聞、君は諱を正徳の簡録を称す、覺之助



の従弟也、人と為り間黙、能く静を以て事を鎮物、忽遽^ニだしぬけで急なさまの際と雖も、亦之に処するに裕如たり、其の人に接するや慟々^ト、殊に私居^ニ、逆うの意の色なし、甚しく義を好み、人と為りに於て郷人子弟其の奨励する所と為るは、蓋^シし郷人を害するを勸^メへざればなり、(右行 郷民のためになるようにとばかり考えていた)今に至りて之を思ひ、一事を擧げんと慾する毎に、未だ?ん君の地に在らざるを歎かずんばあらず、嗚呼、君は一布衣耳^ニ思意をつくして以て其の人に及ぼし、而して能く人をして此の如く思はしむ、豈^シ忠信の孚^ヲ、心の中に大切にだきしめている気持)有らざらんや、君生年(生前)甚しくは読書せず、然れども能く大義に通じ、夙^ニに皇室の式微を慨^{ナリ}、胸いっぱいになってき、窃^ニかに有為(才能がある)の志を抱きて四方の名士と交り、勤王の士の士闕下^ニ、宮廷の下(京都)に雲集するの日、君其の間に周旋し、與^ニに力を太政の復古(為)すあり、百弊漸滌^ス、積もった旧弊を一挙に洗い清める)して、復^ス靈(靈)かにすべき事有るなきが若^シし、然れども天歩(天のまわり合わせ)まさに艱にして、陰然不測の渴勢を胚胎することあるに以たり、君これを憂へ、重趸^ニ、跣^ニにできるた(こ)を惜しまず、西(之)き又東(之)き、至る所必ず豪に就き、後一所に課る、此(之)の如き者連年なり、以て時艱を濟^スふ策、而^{シテ}して事(之)時と違ひ一を得ず、施す所空しく、齋志^ニ、志をあの世まで持ちつづける(こ)として帰る、家居忽々^ニ、氣抜けする様・失意の状とし樂しまず、間語時事に及べば即ち旧然(元通り)すつかり元氣回復(し)之を久しうし聞く者蓋^シし心を動かす、明治十年西南の事起る、是時に当りてや、物情洶々^ト、騷^ク、おだやかならず)として蜚語(ゴ)蝗浮説乱れ飛ぶ)の如く、以て事疑似^ト、確な証拠があつてのことではなく、単に疑わしいということだけで(に)抄(ミ)り、繫獄せらるる者多し、明年春正月君も亦捕へられ、伊予松山の法衛(之)に拘(ミ)がる、同じく捕えらるる者二人、曰く大石某、曰く久馬甚、皆君の莫逆の友也、淹獄(之)に、獄に留まる(こ)数日間、推鞠(之)推問と同意、罪科の拘(ミ)り間(ク)されて無実(に)帰し釈を得たり、爰(之)に君固(之)より病を善く(し)病氣になり易い体のため、遂に罹る、無れども療挨の人改(之)に虐憂もすること甚しく、成を得し難し、松山松山の民家あるいは旅舎の意かに抵(之)らんがため懇請して暫く出獄するを得て加養せり、無れども病氣轉ずること劇(之)しく、既に支ふること能はず、九月十六日松山の客舎に終る、聞く者悼惜(之)し、一郷の不幸為(之)ざるはんし、君天保十年を以て生れるや、その表兄山本某即ち松山に赴(之)き、拮据(之)に備へ至る、是より護られ南に帰る葬(之)先塋(之)先祖の墓地)に定む、君素り

国門(和歌を嗜み、獄に在りて詠ずる所の十数首、幸ひに家に伝ふることを得たり、志氣蓋然として手外に溢れ、まさに以て其の養る所の一端を觀るに足るべし、噫(一)、士の志を勵まし、行ひに已(二)に窮して泯没(三)に滅び去る者、何ぞ況やに限らんや、遺愛の若君固可以蔑限於地下矣(四)然り而(五)して竟(六)に之を述ぶるなくんば、即ち、後の子孫まさに何を以てか、其の先郷の徳を考ふる所有らん、後輩まさに何を以てか善を為すを勸むる所有らん、余固(七)より之を道(八)はんことを樂しみます、而して君の御友其る予余に従ひて遊る者、又以て請り、是に於て余不弁なれど、撲逆(九)を以て乃(一〇)ち略叙するの次(一一)、其の聞く所をして、諸(一二)を墓に鑿(一三)うがひせしめ、以て予の後人に告げん

明治十三年冬十二月

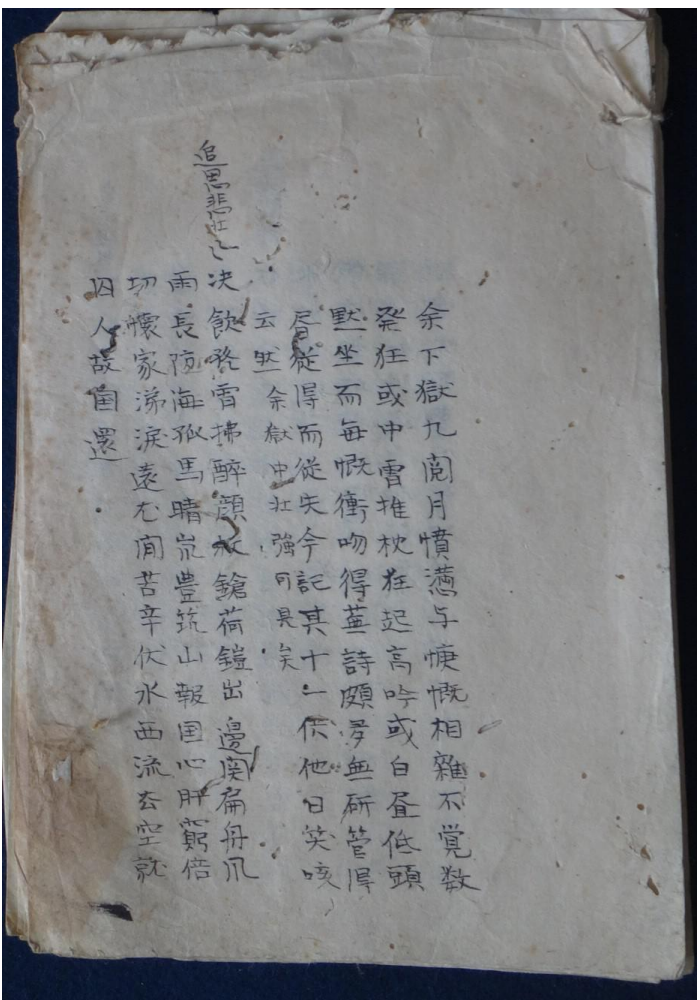
平安中沼照醇述

友人筆建石

暁崎記礼書

正徳は民族主義者で反明治政府の活動家だったのです。

墓の碑文でも明治十一年九月十六日松山の客舎に終わるとあります。大石が解放されたのが、大石圓翁略傳では九月十五日となっています。正徳も大石と一緒に獄から解放されましたので、正徳も十五日獄を出て翌日に死亡したことになると思います。前に照会した権馬の戸籍では死亡時期は明治十一年十一月十一日となっています。届が遅れただけなのか、そこまで生き延びていたのだろうか。書き出しが「余下獄九閱月憤懣」で漢文で書かれた二十九頁(白紙一枚含む)の資料(左写真)があります。著者名、作成年月日が書かれていません。九ヶ月間獄にいたこと、明治政府の批判する言葉、そして「洋夷跋扈」などから正徳が書いたと考えられます。大石など他の人の可能性もあります。内容を精査し作者の決める必要があります。下獄の翌日亡くなったのが正しければ書けません。戸籍の死亡時期が正しければ下獄後、二ヶ月



過ぎてからの亡くなり二月間で渾身を込めて書いた可能性はあります。

正徳と正風

正徳と正風は隣に住んでいた叔父、甥のだけの関係でないように思います。正風は寅兵衛↓席二郎↓正風と正徳と同じように諱を名としています。正風は松山の牢を訪ね、正徳より手紙(次頁右写真)を受け取ります。そこには御祖母の健康を気遣い、自分は大丈夫だ、と伝えるように依頼しています。牢獄から出る時、もこのような状況から、大石の獄中記には山本のみで正風の名がないです

が、迎えに行ったのではないだろうか、その後、正徳の家督を息子虎一郎に相續する願之文を親族安岡正風名で書いています(下左写真)。

*正徳の祖母(廣助の妻)、養祖母は既に死去、養母は家を離れていた(妻実母(源右衛門の妻)のことと思われる。正風と同居していた)。

正風は正徳の手助けを数多くしている。正徳と同じように名を諱で名乗り、資金の調達の手伝、牢獄への訪問、死後の虎一郎への財産移譲願いの下書き、これを見ると前述しましたが、正風は正徳の思想に共鳴していたのではないのでしょうか。正風少年の頃ですが、富永有隣にも会っているかも知れません。私の曾祖母房と別れたことだけが取り上げられています、それだけの人ではないのでしょうか。曾祖父又彦がも元夫の正風に会いに行っているのも気になります。時期は不明ですが、台湾へ渡っています。台湾で警官になったとの言い伝えがありますが、台湾からの年賀状を見ると会社員のように見えます。結局、台湾で大正七年六十歳で死去。遺骨が梁川(現在の伊達市)の本家へ送られ、葬られその墓には客死と刻まれています。

文久から元治と安岡の家 《覚之助の投獄》

明治維新までの正徳関連の動きを見てきました。その源流は文久に始まります。世の中の大きな流れに巻き込まれるか、入り込むように安岡の家に色々動きがあります。文助日記などから文久元年から安岡の家関連の出来事を次に示します。

・文久元年 勤皇党結成

四月廿一日 覚之助道之助大坂御陣家詰被仰付出足

五月 住吉陣家完成

九月廿六日 覚之助から嘉助宛て手紙出す

・文久二年 四月八日 嘉助大石團藏那須新吾坂本龍馬亡命

五月廿日 覚之助道之助大坂へ帰る

六月二十八日 恒之進参勤で出発

八月七日 恒之進 大坂で病死 大坂 延齡寺に埋葬

・文久三年 正月廿七日 覚之助又京都御臨事御用相蒙出足

二月二十日 覚馬 延齡時から祠掌證文を受取る

三月二日 雨 京状来ル

十一日 雨 京状来ル

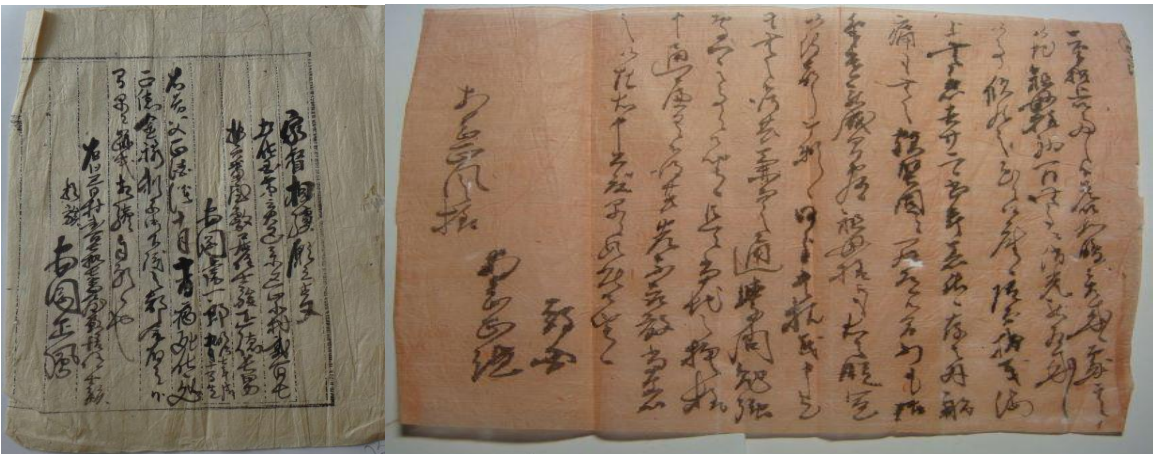
五月二十日 姉小路公知暗殺 これより清和院門士佐警備開始

八月十三日 天誅組 大和行幸

九月 覚之助親類預かり

十月十五日 嘉助 捕縛 京都へ連行

・文久四年 二月十六日 嘉助 打首



・元治元年四月五日

権馬 京都勤務に出発 清和院門警護

出発の際の文助からの歌

わかれでも海山遠く隔つとも

たえず聞かせよときのありさま 正理

五月二十三日 権馬 嘉助慰霊実施

・元治二年三月七日 覚之助 投獄・・・

・慶応二年丙寅十一月十三日 覚馬死去

・慶応二年十一月十五日 権馬二度目の京都へ

・慶応三年四月八日 権馬高知間汽船で往復

・慶応三年四月廿八日 権馬大坂へ(体調不良で五月朔日京都着)

・慶応三年五月十四日 権馬早追帰国

文久元年から五年の流れで権馬の早追帰国と関連記事の山内家公記史料への記載の謎は述べてきました。覚之助の文久三・年九月親類預り、元治二年三月投獄とです。覚之助の投獄は山内家公記史料に武市半平太の書翰からと記載されています。文久三年九月の覚之助親類預りに関する史料はありません。右の覚之助投獄の記事の後に次の記載があります。

安岡覺之助ノ獄ニ下リシハ石部事

件即チ文久二年 月江州石部驛ニ

***月の部分原文が空白

テ京都町奉行與力渡邊金三郎等數名

殺害事件ニ因由セルカ如シ本史料ハ

此罪案ニ言及セサレバ之ヲ辨スルコ

ト彌リ

本項ハ前後に掲出セル本疑獄ニ關セ

ル各項ト参照スベシ

文久二年に覺之助は住吉陣営設営に関連して出掛けているが、右の石部驛の事件に関わった可能性は低くこのことで投獄されたのであれば冤罪である。文助日記に文久三年正月廿七日 覚之助又京都御臨事御用相蒙出足とありますが、帰国時にいつも書かれている「・・・方戻る」の記載ありません。冤罪で京都から強制的に連れ戻されたのではないか。

京行雜記と坂崎紫蘭

最初の疑問であった。坂崎紫蘭が権馬の書いた京行雜記をどのように見たのか。記載内容から権馬の日記を直接、間接に見たのは事実覆われる。正徳の資料のいくつかは米蔵の二階の別の資料の間に置いてあった。そこに置いたのがいつで誰かは不明です。

道之助から道太郎へ明治三年改名、道太郎と坂崎紫蘭は土陽新聞の上司部下か同僚の関係でした。そして道太郎の活動した自由民権運動も反明治政府の立場でした。道太郎の松山牢に行ったのは従兄弟として慰勞訪問、反明治政府の仲間として訪問か。隣住まいの生き残った数少ない従妹ではあった。正徳は明治十一年に釈放さ死去、道太郎は明治十九年に死去。正徳と早追で帰国した小笠原唯八(牧野群馬伝記対象)は戊辰戦争参戦し覚之助と同じ時に戦死。紫蘭の新聞発表は明治二十六年である。紫蘭の創作の部分はあるとしても、あそここの一文は権馬の口惜しさが滲んだ声と思う。

安岡権馬正徳傳 全 終了